



指導案(1)

民事紛争解決①

～民事裁判・けがの責任をめぐって～

●目標

- 裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通して、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判の特徴について実感させる。

●教科等

- 公民科「公共」

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通じて、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

※本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

●指導計画【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ●課題把握 <ul style="list-style-type: none"> ・「資料1（事案の内容）」「資料2（裁判の争点）」及び「ワークシート」を配布する。 ・資料1を読ませる。 ・資料2の1, 2について説明した後、3を読ませ、課題を把握させる。 	
展開① (15分)	<p>問1 太郎がけがをしたことについて、クリステルは、花子に対して損害を賠償する義務を負うだろうか（クリステルに「過失」があつただろうか）。花子・クリステルの言い分を基に、起つた出来事、周囲の状況、これまでの経緯など様々な事情を踏まえて考えてみよう。</p> <p>① クリステルは、自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると、予想できたといえるだろうか。</p> <p>②（予想できたとして）クリステルは、自身が必要な行動をとつていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかつたといえるだろうか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●個人ワーク <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートに自分の考えを記載させる。 ●グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・個人ワークの検討結果を踏まえ、グループ（4名程度）で議論させ、グループとしての結論をまとめさせる。 	<p>予想される生徒からの意見</p> <p>①クリステルは、自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると、予想できたといえるだろうか。 (積極意見の例) <ul style="list-style-type: none"> ・太郎はまだ4歳であり、目を離すと危険であると分かったはず ・さくら公園には、6歳以上の子ども向けの遊具が4割程度あった上、（本件のような）危険性の高い遊具もあったのだから、自由に遊ばせければけがをする予想できたはず (消極意見の例) <ul style="list-style-type: none"> ・これまで太郎は何度もさくら公園に来ており、全ての遊具で問題なく遊べていたのだから、けがをするとは予想できなかつたと思う ②（予想できたとして）クリステルは、自身が必要な行動をとつていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかつたといえるだろうか。</p>



		<p>(積極意見の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・スマートフォンでメールをしており、目を離していた・危険性の高い遊具で遊ぼうとした時点で太郎を止めるべきだった <p>(消極意見の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・遊具近くにあるベンチに座っており、太郎たちの安全を守るために最低限のことはしていた・メールをする必要性もあったし、スマートフォンを見ていた時間も長かったわけではないので、適切な行動をとらなかったとまでは言えない
展開② (15分)	<p>問2 花子とクリステルとの間で和解手続を進める場合、二人にどのような解決案を提示すべきだろうか。花子とクリステルの心情や、相手に望んでいること、今後の二人の関係などを踏まえて、両者が受け入れられ、妥当と考えられる解決案を考えてみよう。</p>	<p>●民事裁判における紛争解決方法は、「判決」だけではなく、「和解」という手続があることについて説明する。</p> <p>以下を参照して説明する。</p> <p>●紛争解決・司法の概要「2（2）②民事裁判」及び「民事裁判手続の流れ」 →65ページ</p> <p>「判決」と「和解」には、以下のようないいがある。</p> <p>「判決」は、当事者同士が合意できない場合にも、紛争解決を行うことができる一方で、クリステルに「過失」があったと認められない限り、損害賠償金の支払いを命じる判決をすることはできない。例えば、クリステルに「過失」があったとは言えないけれど、花子の言い分も分かるので、請求額の半額の支払いを命じる判決をするなどといったことはできない。</p> <p>「和解」の場合、両者が納得し合意すれば、そのような内容で和解することも可能である点で、より柔軟な紛争解決手段といえる。</p>
	<p>●グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none">・問1におけるグループの結論（クリステルに「過失」があったかどうか）に加え、資料3から分かる花子とクリステルの心情や、相手に望んでいること、今後の二人の関係などを踏まえて、両者が受け入れられ、妥当と考えられる解決案を考えさせる。	

まとめ (10分)	<p>● 発表、講評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループごとに解決案を発表させ、教員による講評を行う。 	<p>講評に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両者の言い分を公平に聞いて理解し、両者がそれぞれ何を望んでいるかを整理し検討した上で、両者が受け入れられる解決案を考えられているか ・なぜその解決案としたのかにつき、両者が納得できるような合理的な説明ができるか ・問1における結論とその理由（クリスティルに「過失」があったかどうか）を踏まえ、妥当な解決案となっているかなどといった点から評価を行う。 <p>※生徒に「何のために民事裁判があると思うか」などと問い合わせ、メモ欄に回答を記載させた後に、解説を行ってもよい。</p> <p>※生徒による話合いや発表の中で、花子が裁判を起こしたことにつき、批判的な意見が出た場合には、裁判を受ける権利が、国民に保障された憲法上の権利（第32条）であり、裁判所に訴えを提起して法的救済を求めるることは妨げられないことについて説明する。</p>
	<p>● 司法の意義・役割について説明する。</p>	<p>紛争解決・司法の概要（→62ページ）を参考に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者同士では解決困難な紛争を解決するため、裁判所による紛争解決方法（民事裁判等）が用意されていること ・裁判所は、公平な第三者の立場から、当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争解決を行うこと ・司法の意義・役割は、正しく法を適用して具体的な紛争を解決する、すなわち、侵害された権利を救済したり、ルール違反に対処したりすることによって、社会秩序を維持し、人々の権利や自由を守ることにあることなどを説明する。

資料1 事案の内容

1 花子とクリステルは、同じマンションに住む仲の良い母親同士で、花子の息子の太郎（4歳）とクリステルの息子のジョン（4歳）も仲が良かった。

2 ある日、花子は太郎を連れてクリステル宅を訪れ、太郎とジョンは室内で遊んでいた。

その後、買い物に行こうとした花子が太郎を連れて帰ろうとしたところ、太郎が嫌がり、クリステルも「私が預かっているから、買い物に行ってらっしゃいよ」と言ったことから、花子は、クリステルに太郎を預け、買い物に出かけた。

しばらくしてから、太郎とジョンが公園に行きたがったので、クリステルは、二人を自宅の裏にあるさくら公園（遊具がたくさんある公園であり、そのうち4割程度が6歳以上の子ども向けの遊具である）に連れて行った。

3 さくら公園に着くと、太郎とジョンは、いつものように遊具で遊び始めた。

クリステルは、二人が遊具で遊び始めたことに気付いたが、二人はよくさくら公園に来ており、さくら公園にある全ての遊具を使って遊んだことがあったため、二人を止めることはしなかった。

そして、クリステルは、太郎とジョンが遊んでいる場所のすぐ近くにあるベンチに座り、スマートフォンを取り出して、花子に対し、さくら公園に来ている旨のメールを打ち始めた。

クリステルがメールを打っている最中に、太郎は、6歳以上の子ども向けの遊具（ターザンロープ）で遊び始めたが、手を滑らせてしまい、約0.5メートル下の地面に落下した。

太郎がひどく足を痛がっていたため、クリステルは救急車を呼び、太郎は近くの病院に救急搬送された。

4 連絡を受けた花子は、すぐに病院に駆け付けた。取り乱した花子は、クリステルに対して、「なぜ注意して見ていなかったの」などと罵声を浴びせて謝罪を求めたが、罵声を浴びせられて感情的になったクリステルはこれに応じることはなかった。

太郎は、全治2か月の右足首の骨折と診断され、手術と1か月の入院及びリハビリを余儀なくされた。

その後、花子は、クリステルに対し、民法第709条（不法行為による損害賠償）に基づき、治療費500万円と慰謝料100万円、合計600万円の損害賠償金の支払いを求めて裁判を起こした。



資料2 裁判の争点

1 民法第709条では、「不法行為」として、故意または過失によって他人の権利・利益を侵害した場合に、その損害を賠償する義務を負うと定められている。

(不法行為による損害賠償)

民法第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 裁判の争点

花子とクリステルの裁判では、

- 太郎が遊具から落下してけがをしたこと（権利侵害）
- けがの治療に500万円がかかり、慰謝料が100万円であること（損害）

などには争いがなく、クリステルに「過失」があったかどうかのみが争点となっている。

不法行為における「過失」とは、「自身が必要な行動をとらなければ被害が発生すると予想（予見）でき、かつ、自身が必要な行動をとつていればその結果を回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかつたこと」をいい、この事案では、「クリステルは、①自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると予想でき（予見可能性があったか）、かつ、②自身が必要な行動をとつていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかつた（結果を回避する義務に違反したか）」といえるかどうかが問題となる。

3 争点に対する原告花子と被告クリステルの言い分

1. 原告花子の言い分

さくら公園には、6歳以上の子ども向けの遊具が4割程度あり、太郎やジョンにとって危険な遊具が多く設置されていた。太郎がそれらの遊具で遊んだら、けがをすると予想できたはずである。だから、太郎から目を離さず、危険な遊具で遊ぼうとしたら止めるべきだった。それなのに、クリステルは、スマートフォンを見ていて目を離したので、その間に、太郎が危険な遊具を利用してけがを負ってしまった。

クリステルには「過失」がある。

2. 被告クリステルの言い分

太郎とジョンは、これまで何回もさくら公園に来ており、全ての遊具で遊んだことがあるが、これまで何も問題はなかった。だから、太郎がさくら公園の遊具で遊んでいてけがをすると予想することはできなかった。

また、スマートフォンを見ていた理由は、自分たちの居場所を伝えるメールを花子に送る必要があったためであり、太郎から長時間目を離していたわけではない。私は、太郎のすぐ近くの場所におり、太郎の安全を守るためにできることはやっていた。

私に「過失」はない。

 資料 3 | 和解

花子とクリステルの裁判を担当していた裁判長は、裁判の途中で、花子とクリステルに話を聞いた。そうしたところ、二人は裁判について以下のような考え方を持っていることが分かったため、裁判長は、和解手続を進めることにした。

1. 原告花子の話

私は、お金が欲しくて裁判を起こしたわけではない。

クリステルとは、これまでずっと仲良くしてきたし、クリステルが親切心で太郎を預かってくれたことは分かっている。

だから、最初は、クリステルが自分の責任を認めた上できちんと謝り、治療費の一部を負担してくれさえすれば、それでいいと思っていた。

しかし、クリステルは、全然謝る気がないようだし、「これは仕方のない事故だった」などと無責任な言い訳を繰り返すばかりで、自分の責任をきっちんと認めないので、やむを得ず裁判を起こした。

裁判中の今は、マンションのエレベーターなどでクリステルと会った時、とても気まずい思いをしており、早くこの件を解決したいと思っている。

2. 被告クリステルの話

今回の件は仕方のない事故であり、私が法的な責任を負うのは納得できない。

ただ、私の目の前で、太郎がけがをしたことについて、申し訳ない気持ちもあり、当初は、花子に謝罪し、治療費の一部も負担するつもりでした。

しかし、病院に駆け付けた花子に謝罪しようとした瞬間、花子から罵声を浴びせられたことが本当にショックだったし、花子は、その後も私の話を全く聞こうとはせず、一方的に、責任を認めろなどと言ってくるので、私も腹が立っている。

花子が罵声を浴びてきたことを謝るまでは、こちらから謝るつもりはない。

しかし、今後も同じマンションで暮らしていくことを考えると、いつまでもこのような紛争状態が続くと困る。



ワークシート



年 組 番 氏名 _____

問1 太郎がけがをしたことについて、クリステルは、花子に対して損害を賠償する義務を負うだろうか（クリステルに「過失」があつただろうか）。

花子・クリステルの言い分を基に、起つた出来事、周囲の状況、これまでの経緯など様々な事情を踏まえて考えてみよう。

① クリステルは、自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると、予想できたといえるだろうか。

いえる いえない

(理由)

② (予想できたとして) クリステルは、自身が必要な行動をとつていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかつたといえるだろうか。

いえる いえない

(理由)

よつて、クリステルに「過失」は ある ない



問2 花子とクリステルとの間で和解手続を進める場合、二人にどのような解決案を提示すべきだろうか。

花子とクリステルの心情や、相手に望んでいること、今後の二人の関係などを踏まえて、両者が受け入れられ、妥当と考えられる解決案を考えてみよう。

(メモ)